

# 法人市民税 確定申告書(第20号様式)の記載例

金額・年月日・従業者数など、単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分(けた)に従って、その枠内に数字を記載してください。また、記載する金額が赤字(マイナス)であるときは、その金額の直前の単位(けた)に△を記載してください。

本店の所在地を記載してください。なお、本店が富士見市外に所在する場合は、富士見市内の主たる支店等の所在地も併記してください。また、電話番号も必ず記載してください。

法人名を記載してください。

事業開始年月日と終了年月日を記載してください。

富士見市内に所在する事務所等・寮等の名称・所在地を記載してください。記載しきれないときは、適宜、別紙に記載してください。

受付印

年 月 日

(あて先) 富士見市長

所在地 富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地

この申告の基礎

事業種目 サービス業

期末現在の資本金の額又は出資金の額 3,000,000円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 3,000,000円

期末現在の資本金等の額 3,000,000円

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度分の市民税の確定申告書

第二十号様式 (提出用)

この欄は、13ケタの法人番号を記載してください。

主な事業種目を記載してください。

事業年度末現在の資本金の金額又は出資金額、資本金の額及び資本準備金の額の合算額、資本金等の額を記載してください。

この欄は、記載不要です。

法人税の申告書の「10 法人税額」(普通法人等の場合)を記載してください。

課税標準額は千円未満の端数を切り捨ててください。

○法人税割の税率

税率は、次に掲げる資本等の金額の区分に応じて定めています。

税率適用区分	改正前	改正後
資本金の額又は出資金の額が3,000万円以上の法人	12.1%	8.4%
資本金の額又は出資金の額が3,000万円未満の法人	9.7%	6.0%

※改正後の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

百円未満の端数を切り捨ててください。

予定申告等で既に申告済の金額を記載します。

○均等割の税率

法人等の区分	市内の従業者数	税率
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人		50,000円

事業年度中に事務所等を有していた月数を記入します。【存在月数が1か月に満たない場合は1か月とし、1か月以上の場合は、1か月に満たない端数を切り捨てます。】

従業者数は必ず記載してください。  
 ㉓ 全従業者数  
 ㉔ 2以上の市町村に事務所等を有する法人である場合、富士見市の事業所等の従業者数  
 ㉕ 富士見市分の均等割区分に用いる従業者数

翌期の中間申告の要否について、該当する方に○印を付けてください。

法人税の申告期限の延長の処分の有無について、該当する方に○印を付けてください。

中間納付額の還付を受ける場合に、この欄に還付額を記載することで還付請求書に代えることができます。なお、この金額は△を付した⑮の金額と等しくなります。振込先の金融機関名・預金種別・口座番号を記載してください。

摘要		課税標準	税率	税額	
①	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	106625			
②	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額				
③	還付法人税額等の控除額				
④	退職年金等積立金に係る法人税額				
⑤	課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	106000	6.0%	6360	
⑥	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × ㉔)	000			
⑦	市民税の特定寄付金税額控除額				
⑧	税額控除超過額相当額の加算額				
⑨	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額				
⑩	外国の法人税等の額の控除額				
⑪	仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
⑫	差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩+⑪			6300	
⑬	既に納付の確定した当期分の法人税割額			00	
⑭	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
⑮	この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			6300	
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	12月	50,000円 × 16/12	50000	
	既に納付の確定した当期分の均等割額			00	
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑬			50000	
⑯	この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑰			56300	
⑳	⑯のうち見込納付額				
㉑	差引 ㉑-㉒			56300	
分割基準		当該法人の全従業者数	富士見市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数		
計		10人	10人	1.0	
指場定合都の市に⑰申告す算	区名	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類
				解散の日	青色・その他
				残余財産の最後の分配又は引渡の日	翌期の中間申告の要否
				法人税の期末現在の資本金等の額	法人税の申告期限の延長の処分の有無
				この申告が中間申告の場合の計算期間	
				還付を受けようとする金融機関及び支払方法	
				還付請求税額	
				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	

関番与税理士名